

海幕衛第 1 1 7 号
令和 4 年 3 月 1 7 日

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

海上自衛隊におけるメディカルコントロールについて（通達）

標記について、別紙のとおり定める。

なお、海上自衛隊におけるメディカルコントロールについて（通達）（海幕衛第 5 4 9 7 号。2 3 . 7 . 6）は廃止する。

添付書類：別 紙

写送付先：部内全般

海上自衛隊におけるメディカルコントロールについて

1 目 的

この通達は、海上自衛隊におけるメディカルコントロール（以下「MC」という。）に関して、必要な事項を定めることにより、その適正な運用に資することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 海上自衛隊メディカルコントロール（以下「海自MC」という。）

衛生員等が傷病者に対して実施する医療行為の内容を医学的に担保し、かつ責任の所在を明確にすることをいう。また、海自MCを維持、充実及び強化するための諸活動を総称して、海上自衛隊メディカルコントロール態勢（以下「海自MC態勢」という。）という。

(2) 衛生員等

海上自衛隊の職の分類制度の実施に関する達（昭和38年海上自衛隊達第110号）第3条により、大職域「衛生」に含まれる特技を有すると認定された幹部自衛官及び小職域「衛生」に含まれる特技を有すると認定された准海尉及び海曹士、及び一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第8医療職俸給表の適用を受ける者で、専ら衛生活動に従事する隊員をいう。

なお、陸上自衛隊及び航空自衛隊の隊員であって上記海上自衛隊員に相当する者は、海上自衛隊の部隊、機関等に勤務する間に限り、本区分に含まれるものとする。

(3) プロトコール

衛生員等が実施する傷病者への医療行為に係る手順を記した事前指示書をいう。

(4) 包括的指示

プロトコール等により、傷病者に対する医療行為の実施を衛生員等に対して予め指示しておくこと、または指示した内容をいう。

(5) 直接指示

傷病者に対して医療行為を実施する衛生員等に対して、当該医療行為に関して、医官及び歯科医官（歯科及び口腔外科疾患に限る。）が無線、電話及びFAX等を用いて、リアルタイムに当該医療行為に関する指示を行うこと、または指示した内容をいう。

(6) 事後検証

衛生員等が実施する傷病者への医療行為を含む各種の対応について、事後において、その活動記録をもとに、活動内容の検証を行うことをいう。

(7) 病院前救護

救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において行われる傷病者に対する医療行為及び看護をいう。

(8) 講習会等

ア 海自MC講習

海自MC態勢整備のために衛生隊司令等が開催する救急法講習をいう。

イ MC関連講習

日本救急医学会が認定する高度心肺蘇生法講習（ICLSという。）、病院前救護講習（JPTECという。）及びその他同等以上の能力を獲得できる講習をいう。

3 海自MC態勢を構成する組織等及びその責務

(1) 首席衛生官

海自MC態勢に関する全般の統制を行う。

(2) 海自MC協議会

ア 海自MC協議会の設置及び運営については、付紙のとおりとする。

イ 協議会は、次の事項について協議、調整並びに周知を実施する。

(ア) 海自MC態勢に必要な各種教育・研修に関すること。

(イ) 海自MC態勢の検証に関すること。

(ウ) その他、海自MC態勢に関すること。

(3) 部隊等の長

部隊等における海自MC態勢整備のために、次の業務を実施する。

ア 衛生員等への海自MC関連の教育及び訓練機会の提供

イ 直接指示に関する通信基盤等の整備

ウ 救急患者搬送態勢の整備

(4) 衛生隊司令

地方総監の監督のもと、次の業務を実施する。

ア 海自MC講習他、部隊における海自MC態勢整備のための各種研修、講習会等の開催及び実施

イ 上記研修、講習会等の実施記録及び参加者の履歴管理

ウ 直接指示を提供できる態勢の整備（佐世保、舞鶴、大湊に限る。）

エ その他、警備区内における海自MC態勢に関する所要の調整等

(5) 自衛隊横須賀、呉病院長

海自MC協議会と連携し、次の業務を実施する。

ア 講習会等の開催または開催支援

イ 直接指示を提供できる態勢の整備

4 海自MCの構成及び基本原則

(1) 海自MC態勢は以下の3相から構成される。

ア 事前のオフラインMC

包括的指示下での医療行為を実施する衛生員等の教育、救急対応システムの整備、救急用資材の準備など傷病者発生前に行われる事前態勢

イ オンラインMC

傷病者対応中の衛生員等に対する医官からの直接指示、指導、助言またはこれらを可能とする態勢

ウ 事後のオフラインMC

活動内容の検証、検証結果を踏まえた事前のオフラインMCの改正など、傷病者への対応後に行われる事後検証態勢

(2) 海自MCの基本原則

ア 衛生員等は、直接指示及びプロトコール等によりあらかじめ示された包括的指示にしたがって医療行為を行うことができる。

イ 衛生員等は、適切に医療行為を実施できるよう、講習会等を受講しなければならない。

ウ 海自MC協議会は、別に定める症例について事後検証を行い、海自MC態勢に関する個人の知識及び技量の向上並びに組織及び制度改正の資とする。

5 対象部隊等

衛生員等が所属する海上自衛隊の各部隊及び機関並びに共同機関のうち自衛隊横須賀、呉病院

6 その他

本通達に定めるもののほか、海自MC態勢に関する細部事項については、海上幕僚監部首席衛生官から、別途通知させる。

海自MC協議会設置運営要綱

- 1 この要綱は、海自MC態勢の整備を推進するため、海自MC協議会（以下「協議会」という。）の設置運営について、必要事項を定めるものとする。
- 2 構成等
 - (1) 協議委員は次に掲げる者をもって構成する。
 - ア 海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長
 - イ 自衛艦隊司令部衛生主任幕僚
 - ウ 護衛艦隊司令部衛生主任幕僚
 - エ 航空集団司令部衛生主任幕僚
 - オ 潜水艦隊司令部衛生幕僚
 - カ 自衛隊横須賀病院企画室長
 - キ 自衛隊横須賀病院教育部長
 - ク 自衛隊横須賀病院衛生管理部長
 - ケ 掃海隊群司令部衛生幕僚
 - コ 各衛生隊司令
 - サ メディカルディレクター
 - (2) 会長は、海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長をもって充てる。
 - (3) 会長は、救急専門医官等をメディカルディレクターとして指名する。
 - (4) メディカルディレクターはMCに関する専門的知識と豊富な経験をもって、会長を補佐する。
- 3 運 営
 - (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 会長は、適当と認める者を委員に委託することができる。
 - (3) 会長は、必要に応じ、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聞くことができる。
 - (4) 協議会の委員は、やむを得ない場合、代理を出席させることができる。
- 4 事務局
 - (1) 協議会の事務局を、自衛隊横須賀病院に置く。

- (2) 会長の指示を受け、協議会運営全般及び文書処理等のMCに係る各種事務を所掌する。

5 作業部会

協議会に置かれ、専門的見地から海自MC講習の内容を検討並びに検証に関する作業等を実施する。